

■実証試験要領案の作成方針（案）

2013/3/5

JTCCM

○改定方針

当技術分野の実証試験要領は、現時点において大きな改定を行う必要がない。ただし、次の点について、微細な変更（修正）を行う必要がある。

- i) 屋根・屋上用高反射率塗料について、防水機能を持っているものと持っていないものに区分し、実施する試験項目を整理する。

- 屋根・屋上用高反射率塗料
- 屋根・屋上用高反射率防水仕上塗料 【新規】
- 屋根・屋上用高反射率防水シート

- ii) 屋根・屋上用保水性建材の試験方法について、現在規格化の作業を進めているところであり、それらの検討内容を反映させ、一般的な表現とする。
- iii) 窓用後付技術のうち、ブラインドやスクリーンなどのように、窓ガラスに密着せず、所定の距離を置いて設置されるもの（有隙の中空層をもつもの）の性能試験を、人工太陽を用いた試験に変更する。

○想定される具体的な改定点等

上述の改正方針に従い、以下の点について改正することを検討している。

- i) 第4章 2.実証項目の試験方法及び数値計算方法 に規定される (1)蒸発性 の試験方法の記載内容を変更する。
- ii) 第4章 1.実証項目及び参考項目並びにその他の測定項目の設定 表4-1 に規定される試験項目を整理する（防水機能を持つ塗料に対する試験項目を検討する）。
- iii) 第4章 2.実証項目の試験方法及び数値計算方法 に規定される遮へい係数の試験方法に、JSTM K 6101:1995（人工太陽による窓の日射遮蔽物（日除け）の日射取得率及び日射遮蔽係数試験方法）¹⁾ を追加する。

1) 参照：http://www.jtccm.or.jp/hyojyun/act/jtccm_hyojyun_jstm.html